

協調融資保証「^ウ^イ^ンWIN」に係る問答集 (Q&A)

令和2年4月1日現在

<総合編>

Q1： 制度創設の目的は？

A： 中小企業者等を支援する上で、信用保証協会と金融機関の連携が求められております。本制度は、信用保証協会と金融機関の協調支援をパッケージ化した制度として創設することで、県内中小企業者等に対し信用保証協会と金融機関が継続的な支援を行うことで中小企業者等の事業改善および発展に資することを目的としています。

Q2： 対象となる企業者はどのような層の企業か？

A： 幅広い層の中小企業者等に利用していただくことを想定しています。
通常の申込資格を有していること以外、本制度固有の利用条件は特段ございません。

<制度要件等>

Q3： 同時期に総融資額の30%以上をプロパーで協調融資を行うこととする。とあるが、同時期の定義は？

A： 保証付融資実行を基準とし、前後1ヶ月以内にプロパー融資を実行する（あるいは実行した）ことと定義します。事務手続上、プロパー融資が前後する可能性があることを考慮し、同時実行に限定するわけではございません。

Q4： 保証期間について1年超となっているが、短期資金は対象外なのか？

A： 対象外とします。短期資金についてはすでに保証付とプロパーの協調融資を行っているケースも多く（季節資金等）、また、短期資金についてはサポート・ファイブ等で既に支援を行っているケースも想定されることから、本制度については長期資金に限定した設計としております。

Q5： 同時期に実行するプロパー融資の条件は？

A： 長期資金での融資が条件となります。融資期間については基本的には保証付の融資期間と同期間とすることを想定しております。なお、必ずしも同期間ではなくても対応は可能としますが、明確な理由もなくプロパー融資期間が短いという場合はプロパー支援姿勢に対する疑義が生じることになりますので、保証期間が保証付とプロパーで相違する場合には理由を報告書に明記してください。

明確な理由としては、プロパー融資において利用する制度設計上、上限期間が設定されているためなどが考えられます。ただし、例えば保証付設備資金20年に対しプロパー設備資金10年というような極端な乖離が発生しないようにしてください。

Q6： 本制度固有の必要書類は？

A： 協調支援の内容がわかる報告書様式への記載が必要となります。また、いわゆる資金繰り償還となっている場合、通常は収支計画により返済可能性を判断することになります。

Q7： 信用保証料率はどうなるのか？

A： 本制度については、プロパー融資と協調融資をパッケージ化しております。協調融資により金融機関からの継続的な支援が見込まれることを踏まえ、信用保証料率については通常の信用保証料率から一律0.1%割引しております。ただし、有担保割引については適用外となりますのでご留意願います。

Q8： 本制度での地公体制度利用は可能なのか？

A： 本制度については、制度固有の保証料率割引を行っております。また、期間限定の取扱いを予定しております。以上より、本制度単体での取扱いとし、本制度での地公体制度利用は不可

とします。

Q 9： 本制度で既存融資の借り換えは可能なのか？

A： 不可とします。なお、既存保証付を完済後実行条件での取り扱いは可能です。借換不可とする理由としては、既存融資の借換を認める場合、協調融資割合条件の判定が複雑となることなどが理由となります。返済負担抑制を図るべく既存保証付の借換を希望する場合には、別途借換保証をご利用ください。なお、別途借換保証を行う場合、借換保証に対するニューマネーは当該借換保証に係る信用保証料相当額を上限とします（借換保証にもニューマネーを加える場合、本制度の協調割合と合算した判定が必要となりますが実務上煩雑となるため）。

Q 10： プロパー融資が結果として予定どおり実行できなくなった場合はどうすればいいのか？

A： 本制度はプロパーとの協調支援を前提として保証料率の割引を行っております。結果として制度要綱に記載するプロパー条件が充足されない場合には制度要綱違反となりますので、実行前であれば他制度に変更することになり、本制度実行後であれば保証契約違反として免責となり得ます。なお、そのような事態に陥らない様、プロパー融資についても審査を先行または並行して進めてください。

Q 11： 市町村制度等と同時利用する場合の協調割合についてはどのように考えればいいのか？

A： 本制度は保証付と保証申込金融機関プロパーとの協調支援により長期的視点に立った中小企業支援を継続的に実施することを前提とした制度設計となっております。よって、例えば、低利で調達可能な県制度を満額利用し、あふれた分を本制度という利用は可としますが、総体の申込金融機関におけるニューマネー支援計画の中で保証付シェア 70%以下：プロパー30%以上となるように組立してください。

【例】

県制度 100,000 千円+本制度 40,000 千円=140,000 千円（保証付合計）の場合…

総体の融資は 140,000 千円÷70%=200,000 千円となり、

プロパーは 200,000 千円×30%=60,000 千円以上を実行するということになります。

※本制度だけを見れば保証付 40,000 千円となりますので総体の融資は 57,142 千円となりプロパーは 17,142 千円と見えますが、あくまでも総体の調達計画における保証付：プロパー=70%：30%での組立が必要となります。

Q 12： 協調割合について判断する上で、他行との協調支援の場合はどのように考えればいいのか？

A： 本制度は保証付と保証申込金融機関プロパーとの協調支援により長期的視点に立った中小企業支援を継続的に実施することを前提とした制度設計となっております。よって、あくまでも保証申込金融機関の保証付：プロパー割合で判断することになります。

【例①】

本制度 70,000 千円・保証申込金融機関プロパー30,000 千円・他行プロパー50,000 千円での支援スキームの場合…

総体の融資は 70,000 千円+30,000 千円+50,000 千円=150,000 千円となり、

保証付は 150,000 千円×70%=105,000 千円が上限と見えますが、あくまでも保証申込金融機関の保証付：プロパー割合で判断することになりますので 70,000 千円+30,000 千円=100,000 千円が保証申込金融機関の総融資額となり、保証付は 100,000 千円×70%=70,000 千円が上限と判断することになります。

よって、例えば保証付 70,000 千円+他行プロパー30,000 千円=100,000 千円というケースについては、保証付申込金融機関のプロパー支援が無いことから要件不備という判定となります。